

(参考) 環境省における再チャレンジ支援関係予算

「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた予算事項については、次のようなものがある。

(単位：百万円)

(新) エコインストラクター人材育成事業

38(0)

自然学校のインストラクター、エコツアーガイド等の育成のため、自然学校等と連携し、希望者に対する実地研修を行う。

(新) 里地里山・里親プラン事業費

32(0)

地域の自然環境（里地里山等）保全のため、団塊の世代等の人材・活動場所の登録と専門家による研修を組み合わせ、活動の担い手を求める実施民間団体（NPO等）への紹介を行う。

(新) 国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備

5(0)

定年退職を迎える団塊世代の持つ環境管理のスキルや経験を途上国において活用するため、必要な研修内容やその実施方法について検討を行う。

環境カウンセラー活用推進事業

26(31)

環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組もうとする市民や事業者に対してきめ細やかな助言を行うことのできる人材を「環境カウンセラー」として登録し、一般に公表し広く活用を図る。

(新) コミュニティ・ファンド等を通じた環境保全活動支援促進事業

61(0)

コミュニティ・ファンドが地域の環境保全活動に対して、環境保全や地域再生に及ぼす効果に関する評価及び事業の持続可能性の評価を行うことをモデル事業として支援する。

II. 平成19年度 環境省 財政投融資の概要

1. 環境ファンド等を通じた民間の資金の活用

[日本政策投資銀行の出融資制度]

民間の貯蓄が環境対策に活用されるような資金の流れを作り出すため、

- i 広く民間の資金を集めて環境関連の投資を行おうとするファンドに対して出融資を実施。
- ii SPC（特別目的会社）を活用した金融機関による環境配慮型債権の流動化を支援。

2. 自動車NO_x・PM法関連融資制度の拡充

[中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の融資制度]

自動車 NO_x・PM 法関連の融資について、既存車への NO_x・PM（窒素酸化物・粒子状物質）低減装置の装着を対象に追加。

III. 平成19年度環境省税制改正の概要

1 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

(1) 環境税

平成19年度税制改正大綱に以下のように盛り込まれた。

「わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確實に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まるなどを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際影響力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」

(2) 道路特定財源

平成19年度税制改正大綱に以下のように盛り込まれた。

「道路特定財源の見直しについては、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日 政府・与党）を踏まえ、平成20年度税制改正において、所要の税制上の対応を行う。」

(3) バイオ燃料関連税制の創設【揮発油税・地方道路税・軽油引取税】

バイオエタノールに係る揮発油税等の非課税、バイオディーゼルに係る軽油引取税の非課税については、長期検討とされた。

2 自動車の低公害化、低燃費化の推進

(1) 低公害車の取得に係る税率の軽減措置【自動車取得税】

低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について、軽減対象自動車に関し以下のとおり見直しを行った上で、2年間延長。

【現行措置】基本税率は、取得価格の5%（自家用車）又は3%（営業用及び軽自動車）

電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッドトラック・バス	一律に2.7%軽減
ハイブリッド乗用車	一律に2.2%軽減

【見直し後】

○電気自動車（燃料電池自動車を含む。）	
○天然ガス自動車	2.7%軽減 (19年度、20年度)
・車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量3.5t超：重量車☆（NO _x ）に限る。	
○ハイブリッド自動車（バス・トラック）	
・車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 ・車両総重量3.5t超：重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る（※）。	
○ハイブリッド自動車（乗用車）	2.0%軽減（19年度） 1.8%軽減（20年度）
・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。	

- ・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車
- ・重量車☆（NO_x又はPM）：平成17年基準値よりもNO_x（又はPM）を10%以上低減させた自動車
- ・燃費基準+20%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも20%以上燃費性能を向上させた自動車
- ・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

※ この限定は平成19年9月1日以後の自動車の取得について適用する。

* 営業用自動車には3%、自家用自動車には5%の税率がかかるところ、これらの税率が例えば $3.0 - 2.7 = 0.3\%$ （営業用電気自動車等）、 $5.0 - 2.0 = 3.0\%$ （自家用ハイブリッド乗用車（19年度取得分））等となる。

(2) 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置【固定資産税】

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を3年間3分の2とする措置を2年間延長。

3 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 食品リサイクル制度の見直しに伴う再商品化設備等に係る特例措置 〔所得税・法人税〕

初年度100分の14の特別償却の適用対象である食品循環資源再生利用設備の範囲に生ごみ処理機及び保冷設備を加える。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の改正後には、対象設備を同法に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載された設備に限定する。

(2) 産業廃棄物処理用設備（高温焼却設備・ばい煙処理用装置）に係る特別償却措置 〔所得税・法人税〕

高温焼却設備については、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長。

ばい煙処理用装置については、アスベスト廃棄物処理用設備に対象を限定した上で、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長。

(3) PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置 〔不動産取得税・固定資産税・都市計画税〕

PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を2年間延長。

ア 不動産取得税：課税標準2分の1

イ 固定資産税：家屋の課税標準2分の1、償却資産の課税標準4分の1

ウ 都市計画税：課税標準2分の1

4 自然保全の推進

(1) 網・わな猟免許の分割に伴う税率の見直し〔狩猟税〕

網・わな猟免許の分割に伴い、それぞれの猟法において捕獲可能な狩猟鳥獣の種類が従前と比べて限定される観点、網及びわなの両方の免許登録を受ける者に対し過度な負担とならないようとする観点等から、それぞれの登録を受ける者の税率を現行の2分の1とする。

(2) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

【拡充】

地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内において緑化施設を整備する建築物のうち、敷地面積が500m²以上の建築物にまで認定緑化施設の対象を拡充（現行1000m²以上）。

【延長】

認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置（緑化率規制対象建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間3分の1（義務付け相当部分を除く。）、緑化率規制対象外建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間2分の1）の適用期限を2年間延長。

5 環境汚染の防止

NOx排出抑制設備、VOC排出抑制設備、指定物質（ベンゼン等）回収設備に係る特別償却措置【所得税・法人税】

- ア NOx排出抑制設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を1年間延長
- イ VOC排出抑制設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長
- ウ 指定物質（ベンゼン等）回収設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長

6 森林関連税制の延長

（1）植林費の損金算入の特例措置【法人税・法人住民税】

森林施業計画に基づき、造林するための植林費は、その100分の35に相当する金額まで損金に算入できる特例措置を2年間延長。

（2）山林所得に係る森林計画特別控除措置【所得税・個人住民税】

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年間延長。

7 その他

減価償却制度の抜本的見直し【所得税・法人税】

減価償却制度について、以下の見直しを行う。

1. 新規取得設備について、残存価額を廃止する。
 2. 償却可能限度額を廃止する。
- など